

## 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

## （歳入）

地方消費税交付金	154,500 千円
うち社会保障財源交付金	84,273 千円

## （歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,585,185 千円
------------------------	--------------

## 【 社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位：千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉	児童福祉事業	560,784	344,998	6,400	6,721	29,813	172,852
	高齢者福祉事業	97,965	1,974	4,200	10,684	5,208	75,899
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	432,016	244,750	11,500	0	22,967	152,799
	小計	1,090,765	591,722	22,100	17,405	57,988	401,550
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	115,548	56,353	0	0	6,143	53,052
	介護保険事業特別会計繰出金	146,978	16,875	0	0	7,814	122,289
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	156,076	33,430	0	0	8,297	114,349
	小計	418,602	106,658	0	0	22,254	289,690
保健衛生	予防対策・健康増進事業	58,653	1,037	0	3,097	3,118	51,401
	母子衛生事業	17,165	1,439		45	913	14,768
	小計	75,818	2,476	0	3,142	4,031	66,169
合計	1,585,185	700,856	22,100	20,547	84,273	757,409	

※ 引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるとされました。

## ※【 社会保障施策】

- (1) 「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。  
(2) 「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。  
(3) 「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。